

令01原機(も)214

令和元年11月13日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 児玉 敏雄

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ  
原子炉施設保安規定の変更認可申請の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、令和元年7月22日付け令01原機(も)093をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定の変更認可申請を、別紙のとおり一部補正します。



## 1. 補正内容

令和元年7月22日付け令01原機(も)093をもって変更認可申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定について、その内容の一部を別添の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定補正前後比較表の補正後欄のとおり補正する(ただし、下線は含まない)。

## 2. 補正理由

燃料体取出し作業、施設定期検査の進捗状況等を踏まえ、以下の変更については本申請では変更せず、別途申請する保安規定の変更認可申請にて変更することとしたため。

(1) 維持期間終了後の事業者自主検査の扱いを明確化する。

【第103条の3】

(2) 燃料集合体を含む炉心構成要素の性能維持については、第5章燃料管理の中で実施しているため、その旨を明確化し、第103条の保守管理対象から除外し、第5章燃料管理のQMS文書で実施していた炉心構成要素の性能維持確認(検査)に関して保安規定に追加する。

【第103条、第73条の2(新規)】

(3) 「別表103 維持すべき原子炉施設」について以下の記載の適正化を行う。

- ・系統ごとに記載していた予熱温度計を予熱計装設備に統合。また予熱ヒータの範囲(ナトリウムの充填範囲)を明確化。
- ・キャスク装荷装置及び燃料出入設備通路クレーンを使用する燃料搬出は行わないため、当該機器を表から削除。
- ・その他記載の適正化。

【別表103】

(4) その他、記載の適正化を行う。

【第1条、別図3-2、別表3-2、第14条、別表25-2等】

## 3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
高速増殖原型炉もんじゅ  
原子炉施設保安規定  
補正前後比較表  
(補正箇所のみ記載)



補 正 前	補 正 後	備考
<p>高速増殖原型炉もんじゅ</p> <p>原子炉施設保安規定</p> <p>令和元年 月 日</p> <p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 敦賀廃止措置実証部門 高速増殖原型炉もんじゅ</p>	<p>高速増殖原型炉もんじゅ</p> <p>原子炉施設保安規定</p> <p>令和元年 月 日</p> <p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 敦賀廃止措置実証部門 高速増殖原型炉もんじゅ</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 補正前後比較表

補 正 前	補 正 後	備考
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的) 第1条 この保安規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の2第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ発電用原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）又は発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(基本方針) 第2条 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構敦賀廃止措置実証部門高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による所員及びもんじゅに勤務する所員以外の者並びに公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。なお、所員とはもんじゅに勤務する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の役員、職員（技術開発協力員等を含む。）、常勤職員、嘱託及び派遣労働者をいう。</p> <p>(関係法令及び保安規定の遵守) 第2条の2 第4条に定める組織（以下「組織」という。）は、前条に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるようにする。 2 理事長は、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動の方針を定め、組織に所属する全員に向けて関係法令及び保安規定の遵守の重要性を周知する。また、安全・核セキュリティ統括部長を指揮し、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動の状況について報告を受け、必要な指示を行う。活動の方針は、年度ごとに1回以上レビューし、必要に応じて見直しを行う。 3 安全・核セキュリティ統括部長は、理事長の活動の方針を受けて、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動の施策を毎年度、立案する。また、当該年度の実施状況を取りまとめ、評価し、中央安全審査・品質保証委員会の審議及び前項の理事長の指示を受け、継続的に改善を行う。 4 敦賀廃止措置実証部門長は、敦賀廃止措置実証本部長に第2項及び前項の関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動の方針及び施策を踏まえた敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける年度活動計画を立案させ、敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議で審議した後、承認し、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅが年度活動計画に基づき実施した結果について評価することで継続的に改善する。 5 安全・品質保証室長は、前項に定める年度活動計画の立案を含め、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける関係法令及び保安規定の遵守を図るための活動を推進する。 6 第5条の職務に従事する者は、第4項に定める年度活動計画に基づき、関係法令及び保安規定の遵守を図るための活動に取り組む。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的) 第1条 この保安規定（以下「規定」という。）は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の2第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ発電用原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）又は発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(基本方針) 第2条 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構敦賀廃止措置実証部門高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による所員及びもんじゅに勤務する所員以外の者並びに公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。なお、所員とはもんじゅに勤務する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の役員、職員（技術開発協力員等を含む。）、常勤職員、嘱託及び派遣労働者をいう。</p> <p>(関係法令及び規定の遵守) 第2条の2 第4条に定める組織（以下「組織」という。）は、前条に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令及び規定の遵守が確実に行われるようにする。 2 理事長は、関係法令及び規定の遵守を確実にするための活動の方針を定め、組織に所属する全員に向けて関係法令及び規定の遵守の重要性を周知する。また、安全・核セキュリティ統括部長を指揮し、関係法令及び規定の遵守を確実にするための活動の状況について報告を受け、必要な指示を行う。活動の方針は、年度ごとに1回以上レビューし、必要に応じて見直しを行う。 3 安全・核セキュリティ統括部長は、理事長の活動の方針を受けて、関係法令及び規定の遵守を確実にするための活動の施策を毎年度、立案する。また、当該年度の実施状況を取りまとめ、評価し、中央安全審査・品質保証委員会の審議及び前項の理事長の指示を受け、継続的に改善を行う。 4 敦賀廃止措置実証部門長は、敦賀廃止措置実証本部長に第2項及び前項の関係法令及び規定の遵守を確実にするための活動の方針及び施策を踏まえた敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける年度活動計画を立案させ、敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議で審議した後、承認し、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅが年度活動計画に基づき実施した結果について評価することで継続的に改善する。 5 安全・品質保証室長は、前項に定める年度活動計画の立案を含め、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける関係法令及び規定の遵守を図るための活動を推進する。 6 第5条の職務に従事する者は、第4項に定める年度活動計画に基づき、関係法令及び規定の遵守を図るための活動に取り組む。</p>	<p>・燃料体取出し作業、施設定期検査の進捗状況等を踏まえ、本申請では変更せず、別途申請する保安規定の変更認可申請にて変更する。</p> <p>・燃料体取出し作業、施設定期検査の進捗状況等を踏まえ、本申請では変更せず、別途申請する保安規定の変更認可申請にて変更する。</p>



補正前	補正後	備考
<p style="text-align: center;">第2章 品質保証</p> <p>(品質保証) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、次のとおり品質保証計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムを構成する文書には、次の事項を含める。文書体系を別図3-2に示す。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明</p> <p>b) 次の品質マニュアル</p> <p>①本品質保証計画</p> <p>②新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅ品質保証計画書</p> <p>c) JEAC4111 が要求する“文書化された手順”に関する別表3-1に示す文書及び第118条別表118-2の(5)に示す記録</p> <p>d) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実にするために、組織が必要と決定した別表3-2に示す文書及びこれらの文書の中で明確にした記録</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;">別図3-2 品質マネジメントシステム文書体系図</p>	<p style="text-align: center;">第2章 品質保証</p> <p>(品質保証) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、次のとおり品質保証計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムを構成する文書には、次の事項を含める。文書体系を別図3-2に示す。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明</p> <p>b) 次の品質マニュアル</p> <p>①本品質保証計画</p> <p>②新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅ品質保証計画書</p> <p>c) JEAC4111 が要求する“文書化された手順”に関する別表3-1に示す文書及び第118条別表118-2の(5)に示す記録</p> <p>d) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実にするために、組織が必要と決定した別表3-2に示す文書及びこれらの文書の中で明確にした記録</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;">別図3-2 品質マネジメントシステム文書体系図</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p style="text-align: right;">・燃料体取出し作業、施設定期検査の進捗状況等を踏まえ、本申請では変更せず、別途申請する保安規定の変更認可申請にて変更する。</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 補正前後比較表

補正前							補正後							備考
別表3-2 文書化に関する要求事項 4.2.1 d)に定める文書							別表3-2 文書化に関する要求事項 4.2.1 d)に定める文書							
本品質保証計画 関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号	本規定 関連条項	本品質保証計画 関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号	本規定 関連条項	
7.4	調達	調達管理基本要領	敦賀廃止措置 実証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-740	第3条	7.4	調達	調達管理基本要領	敦賀廃止措置 実証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-740	第3条	・燃料体取出し作業、施設定期検査の進捗状況等を踏まえ、本申請では変更せず、別途申請する保安規定の変更認可申請にて変更する。
		調達先の評価・選定管理要領	契約部	契約部長	QS-G01				調達先の評価・選定管理要領	契約部	契約部長	QS-G01		
		もんじゅ調達管理要領	もんじゅ	所長	MQAP740				もんじゅ調達管理要領	もんじゅ	所長	MQAP740		
7.6	監視機器及び測定機器の管理	監視機器及び測定機器管理基本要領	敦賀廃止措置 実証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-760	第3条	7.6	監視機器及び測定機器の管理	監視機器及び測定機器管理基本要領	敦賀廃止措置 実証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-760	第3条	
		監視・測定機器管理要領	もんじゅ	所長	MQAP760				監視・測定機器管理要領	もんじゅ	所長	MQAP760		
8.2.4	検査及び試験	検査及び試験基本要領	敦賀廃止措置 実証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-824	第3条	8.2.4	検査及び試験	検査及び試験基本要領	敦賀廃止措置 実証本部	敦賀廃止措置 実証部門長	TQS-824	第3条	
		検査及び試験の管理要領	もんじゅ	所長	MQAP824				検査及び試験の管理要領	もんじゅ	所長	MQAP824		



補正前	補正後	備考																																																								
<p>(計測及び制御設備)</p> <p>第33条 次の計測及び制御設備は、別表33-1で定める事項を施設運用上の基準とする。</p> <p>(1) ディーゼル発電機起動計装</p> <p>2 計測及び制御設備が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 関係課長及び当直長は、別表33-2に定める定期的な検査を実施する。関係課長は、その結果を所管部長に報告し、施設管理課長に通知する。</p> <p>3 当直長は、計測及び制御設備が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表33-2の措置を講ずる。</p> <p style="text-align: center;">別表33-1 計測及び制御設備の施設運用上の基準</p> <table border="1" data-bbox="249 808 1252 1092"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>施設運用上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1項で定める計測及び制御設備</td> <td>動作不能でないこと なお、適用される原子炉の状態及び所要チャンネル・系統数については別表33-2にて定める。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">別表33-2 ディーゼル発電機起動計装</p> <table border="1" data-bbox="237 1184 1261 1331"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">適用される原子炉の状態</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置</th> <th colspan="3">定期的な検査</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ディーゼル発電機起動論理回路</td> <td>低温停止燃料交換</td> <td>1系統以上</td> <td>A. 1 系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td> <td>速やかに</td> <td>機能検査を実施する。</td> <td>施設定期検査時</td> <td>電気保全課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液位及び液温)</p> <p>第60条 炉外燃料貯蔵槽及び燃料池に燃料が貯蔵されている期間において、炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液位及び液温は、別表60-1で定める事項を施設運用上の基準とする。</p> <p>2 炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液温及び液位が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、1週間に1回、炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液温及び液位が別表60-1で定める値であることを確認する。</p> <p>3 当直長は、炉外燃料貯蔵槽又は燃料池の液位又は液温が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表60-2の措置を講ずるとともにその旨を施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、同表の条件A又はBに該当する場合は燃料環境課長へ連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は、同表の措置を講ずる。</p>	項目	施設運用上の基準	第1項で定める計測及び制御設備	動作不能でないこと なお、適用される原子炉の状態及び所要チャンネル・系統数については別表33-2にて定める。	機能	適用される原子炉の状態	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			定期的な検査			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	1 ディーゼル発電機起動論理回路	低温停止燃料交換	1系統以上	A. 1 系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	機能検査を実施する。	施設定期検査時	電気保全課長	<p>(計測及び制御設備)</p> <p>第33条 次の計測及び制御設備は、別表33-1で定める事項を施設運用上の基準とする。</p> <p>(1) ディーゼル発電機起動計装</p> <p>2 計測及び制御設備が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 関係課長及び当直長は、別表33-2に定める定期的な検査を実施する。関係課長は、その結果を所管部長に報告し、施設管理課長に通知する。</p> <p>3 当直長は、計測及び制御設備が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表33-2の措置を講ずるとともに、施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、同表の措置を講ずるとともに、同表の条件において、炉心構成要素等取替作業中の場合は燃料環境課長に連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は、同表の措置を講ずる。</p> <p style="text-align: center;">別表33-1 計測及び制御設備の施設運用上の基準</p> <table border="1" data-bbox="1448 808 2451 1092"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>施設運用上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1項で定める計測及び制御設備</td> <td>動作不能でないこと なお、適用される原子炉の状態及び所要チャンネル・系統数については別表33-2にて定める。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">別表33-2 ディーゼル発電機起動計装</p> <table border="1" data-bbox="1436 1184 2454 1331"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">適用される原子炉の状態</th> <th rowspan="2">所要チャンネル・系統数</th> <th colspan="3">所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置</th> <th colspan="3">定期的な検査</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ディーゼル発電機起動論理回路</td> <td>低温停止燃料交換</td> <td>1系統以上</td> <td>A. 1 系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td> <td>速やかに</td> <td>機能検査を実施する。</td> <td>施設定期検査時</td> <td>電気保全課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液位及び液温)</p> <p>第60条 炉外燃料貯蔵槽及び燃料池に燃料が貯蔵されている期間において、炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液位及び液温は、別表60-1で定める事項を施設運用上の基準とする。</p> <p>2 炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液温及び液位が前項で定める施設運用上の基準値を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、1週間に1回、炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液温及び液位が別表60-1で定める値であることを確認する。</p> <p>3 当直長は、炉外燃料貯蔵槽又は燃料池の液位又は液温が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、別表60-2の措置を講ずるとともにその旨を施設管理課長に連絡する。連絡を受けた施設管理課長は、同表の条件A又はBに該当する場合は燃料環境課長へ連絡する。連絡を受けた燃料環境課長は、同表の措置を講ずる。</p>	項目	施設運用上の基準	第1項で定める計測及び制御設備	動作不能でないこと なお、適用される原子炉の状態及び所要チャンネル・系統数については別表33-2にて定める。	機能	適用される原子炉の状態	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			定期的な検査			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	1 ディーゼル発電機起動論理回路	低温停止燃料交換	1系統以上	A. 1 系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	機能検査を実施する。	施設定期検査時	電気保全課長	<p>・燃料体取出し作業、施設定期検査の進捗状況等を踏まえ、本申請では変更せず、別途申請する保安規定の変更認可申請にて変更する。</p> <p>・燃料体取出し作業、施設定期検査の進捗状況等を踏まえ、本申請では変更せず、別途申請する保安規定の変更認可申請にて変更する。</p>
項目	施設運用上の基準																																																									
第1項で定める計測及び制御設備	動作不能でないこと なお、適用される原子炉の状態及び所要チャンネル・系統数については別表33-2にて定める。																																																									
機能	適用される原子炉の状態	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			定期的な検査																																																				
			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																																		
1 ディーゼル発電機起動論理回路	低温停止燃料交換	1系統以上	A. 1 系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	機能検査を実施する。	施設定期検査時	電気保全課長																																																		
項目	施設運用上の基準																																																									
第1項で定める計測及び制御設備	動作不能でないこと なお、適用される原子炉の状態及び所要チャンネル・系統数については別表33-2にて定める。																																																									
機能	適用される原子炉の状態	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			定期的な検査																																																				
			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																																		
1 ディーゼル発電機起動論理回路	低温停止燃料交換	1系統以上	A. 1 系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	機能検査を実施する。	施設定期検査時	電気保全課長																																																		

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 補正前後比較表

補正前	補正後	備考
<p>(廃止措置計画の実施工程管理) 第67条の4 廃止措置計画の廃止措置の工程に示す各作業、検査及び設備点検(以下「作業等」という。)の実施状況を管理するため、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 計画管理課長は、月単位の年度計画(以下「現地マスター工程表」という。)を作成し、廃止措置部長、安全・品質保証部長、工程管理を総括する責任者*1(以下「工程管理総括責任者」という。)及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。所長は、承認する際、廃止措置計画の「廃止措置の工程」への影響を確認し、「廃止措置の工程」に影響があると判断した場合は敦賀廃止措置実証部門長へ報告し、その指示に従う。また、現地マスター工程表を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(2) 計画管理課長は、現地マスター工程表に基づき日単位の年度計画(以下「現地マスター詳細工程表」という。)を作成し、廃止措置部長、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け工程管理総括責任者の承認を得て所長に報告する。工程管理総括責任者は、承認する際、現地マスター工程表への影響を確認し、現地マスター工程表に影響があると判断した場合は所長へ報告し、その指示に従う。また、現地マスター詳細工程表を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(3) 所長は、第1号に定める承認をした場合は、敦賀廃止措置実証部門長へ報告する。</p> <p>(4) 敦賀廃止措置実証部門長は、原則週1回以上、廃止措置の工程に示す作業等の実施状況を確認し、所長に必要な指示を行う。</p> <p>(5) 敦賀廃止措置実証部門長は、第1号又は前号にて2022年度中に燃料体の取出しが完了しないと判断した場合、廃止措置計画に反映して廃止措置計画の変更認可を受ける。</p> <p>2 敦賀廃止措置実証部門長は、毎年度1回以上、廃止措置計画の廃止措置の工程への影響を評価し、その結果を第3条5.6 マネジメントレビューの事項として理事長へ報告するとともに、所長へ必要な指示を行う。</p> <p>*1: 工程管理総括責任者については、所長があらかじめ指名する。</p>	<p>(廃止措置計画の実施工程管理) 第67条の4 廃止措置計画の廃止措置の工程に示す作業、検査及び設備点検の実施状況を管理するため、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 計画管理課長は、月単位の年度計画(以下「現地マスター工程表」という。)を作成し、廃止措置部長、安全・品質保証部長、工程管理を総括する責任者*1(以下「工程管理総括責任者」という。)及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。所長は、承認する際、廃止措置計画の「廃止措置の工程」への影響を確認し、「廃止措置の工程」に影響があると判断した場合は敦賀廃止措置実証部門長へ報告し、その指示に従う。また、現地マスター工程表を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(2) 計画管理課長は、現地マスター工程表に基づき日単位の年度計画(以下「現地マスター詳細工程表」という。)を作成し、廃止措置部長、安全・品質保証部長及び原子炉主任技術者の確認を受け工程管理総括責任者の承認を得て所長に報告する。工程管理総括責任者は、承認する際、現地マスター工程表への影響を確認し、現地マスター工程表に影響があると判断した場合は所長へ報告し、その指示に従う。また、現地マスター詳細工程表を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(3) 所長は、第1号に定める承認をした場合は、敦賀廃止措置実証部門長へ報告する。</p> <p>(4) 敦賀廃止措置実証部門長は、原則週1回以上、廃止措置の工程に示す作業、検査及び設備点検の実施状況を確認し、所長に必要な指示を行う。</p> <p>(5) 敦賀廃止措置実証部門長は、第1号又は前号にて2022年度中に燃料体の取出しが完了しないと判断した場合、廃止措置計画に反映して廃止措置計画の変更認可を受ける。</p> <p>2 敦賀廃止措置実証部門長は、毎年度1回以上、廃止措置計画の廃止措置の工程への影響を評価し、その結果を第3条5.6 マネジメントレビューの事項として理事長へ報告するとともに、所長へ必要な指示を行う。</p> <p>*1: 工程管理総括責任者については、所長があらかじめ指名する。</p>	<p>・燃料体取出し作業、施設定期検査の進捗状況等を踏まえ、本申請では変更せず、別途申請する保安規定の変更認可申請にて変更する。</p> <p>・燃料体取出し作業、施設定期検査の進捗状況等を踏まえ、本申請では変更せず、別途申請する保安規定の変更認可申請にて変更する。</p>
<p>(2次冷却材ナトリウム一時保管用タンクへの移送) 第67条の5 2次冷却材ナトリウム一時保管用タンクへの2次系冷却材ナトリウムの移送作業を行う場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(省略)</p> <p>2 2次冷却材ナトリウム一時保管用タンクへの2次系冷却材ナトリウムの移送完了後(固化後)については、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 機械保全課長は、一時保管用タンクへのナトリウムの移送が完了し、一時保管用タンク内のナトリウム温度が95℃以下になったことを確認した後、アルゴンガスポンペを接続し一時保管用タンク内を正圧状態(約20kPa)に保てる状態にあることを確認する。</p> <p>(2) 機械保全課長は、前号の確認後、ナトリウムの移送時に使用したナトリウム移送用配管、アルゴンガス供給用配管を撤去する。</p> <p>(3) 当直長は、一時保管用タンクへのナトリウムの移送が完了した後、一時保管用タンク設置エリアへの入室に係る鍵管理を行い、作業の必要時以外の入室を規制する。</p> <p>(4) 当直長は、一時保管用タンク内のナトリウムが固化した後、<u>毎日</u>1回、巡視によって異常の無いことを確認する。</p> <p>3 機械保全課長又は当直長は、2次系冷却材ナトリウムの移送作業の際に第1項のいずれかの事項が満足できない場合は、直ちにナトリウムの移送作業を中断する。</p> <p>4 機械保全課長は、前項の中断からナトリウムの移送作業を再開する場合は、第1項を満足していることを確認し、原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を受ける。</p> <p>5 機械保全課長又は当直長は、第2項のいずれかの事項が満足していないことを確認した場合は、速やかに第2項を満足するよう措置を開始する。</p>	<p>(2次冷却材ナトリウム一時保管用タンクへの移送) 第67条の5 2次冷却材ナトリウム一時保管用タンクへの2次系冷却材ナトリウムの移送作業を行う場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(省略)</p> <p>2 2次冷却材ナトリウム一時保管用タンクへの2次系冷却材ナトリウムの移送完了後(固化後)については、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 機械保全課長は、一時保管用タンクへのナトリウムの移送が完了し、一時保管用タンク内のナトリウム温度が95℃以下になったことを確認した後、アルゴンガスポンペを接続し一時保管用タンク内を正圧状態(約20kPa)に保てる状態にあることを確認する。</p> <p>(2) 機械保全課長は、前号の確認後、ナトリウムの移送時に使用したナトリウム移送用配管、アルゴンガス供給用配管を撤去する。</p> <p>(3) 当直長は、一時保管用タンクへのナトリウムの移送が完了した後、一時保管用タンク設置エリアへの入室に係る鍵管理を行い、作業の必要時以外の入室を規制する。</p> <p>(4) 当直長は、一時保管用タンク内のナトリウムが固化した後、<u>1日</u>に1回、巡視によって異常の無いことを確認する。</p> <p>3 機械保全課長又は当直長は、2次系冷却材ナトリウムの移送作業の際に第1項のいずれかの事項が満足できない場合は、直ちにナトリウムの移送作業を中断する。</p> <p>4 機械保全課長は、前項の中断からナトリウムの移送作業を再開する場合は、第1項を満足していることを確認し、原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を受ける。</p> <p>5 機械保全課長又は当直長は、第2項のいずれかの事項が満足していないことを確認した場合は、速やかに第2項を満足するよう措置を開始する。</p>	<p>・燃料体取出し作業、施設定期検査の進捗状況等を踏まえ、本申請では変更せず、別途申請する保安規定の変更認可申請にて変更する。</p> <p>・燃料体取出し作業、施設定期検査の進捗状況等を踏まえ、本申請では変更せず、別途申請する保安規定の変更認可申請にて変更する。</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 補正前後比較表

補 正 前	補 正 後	備 考
<p style="text-align: center;">第 5 章 燃料管理</p> <p><u>(炉心構成要素の性能維持確認)</u></p> <p><u>第 7 3 条の 2 安全管理課長は、原子炉に装荷するため燃料を除く新炉心構成要素を新燃料貯蔵室に搬入する場合は、外観検査を行い、外観形状に異常のないことを確認する。</u></p> <p><u>2 安全管理課長は、原子炉内及び原子炉に装荷するため炉外燃料貯蔵槽に貯蔵中の炉心構成要素の健全性を 1 年に 1 回以上評価する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 燃料管理</p>	<p>・燃料体取出し作業、施設定期検査の進捗状況等を踏まえ、本申請では変更せず、別途申請する保安規定の変更認可申請にて変更する。</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 補正前後比較表

補 正 前	補 正 後	備考
<p style="text-align: center;">第8章 保守管理</p> <p>(保守管理計画)</p> <p>第103条 廃止措置計画においてその性能を維持すべきものとされる原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他必要な措置（以下「保守管理」という。）を実施するに当たり「原子力発電所の保守管理規程（JEAC4209-2007）」に従うことを基本とし、次のとおり保守管理計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>4. 保全対象範囲の策定</p> <p>(1) 計画管理課長は、原子炉施設の中から保全を行うべき対象範囲として、廃止措置計画第6-1表に示した性能維持施設の維持すべき機能に基づき維持すべき原子炉施設及びその他自ら定める設備のリストを作成し、安全・品質保証部長、廃止措置部長及び原子炉主任技術者の確認を得た後、所長の承認を得る。</p> <p>なお、保全対象範囲のうち、維持すべき原子炉施設を別表103に示す。</p> <p>また、別表103に示す電源供給設備、がれき撤去設備、火災対応設備は、本条の規定によらず、第24条の2に基づき性能を維持し、別表103に示す炉心燃料集合体、ブランケット燃料集合体、主炉停止系調整棒、後備炉停止棒、中性子源集合体、中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体、固定吸収体は本条の規定によらず第5章燃料管理に基づき性能を維持する。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(事業者自主検査の実施体制)</p> <p>第103条の3 所長は、事業者自主検査*1を統括する。</p> <p>2 事業者自主検査*1の実施箇所の課長は、関係箇所と十分な連絡調整を図りながら事業者自主検査を進めるとともに所管する検査員の職務遂行に関して適切な指示・管理を行う。</p> <p>*1：廃止措置計画の第6-1表に示した維持機能を確認する検査をいう（<u>廃止措置計画第6-1表に示す維持期間を終了し、維持不要となった設備又は機能については、維持期間終了以降の検査の対象から除く。</u>）。</p>	<p style="text-align: center;">第8章 保守管理</p> <p>(保守管理計画)</p> <p>第103条 廃止措置計画においてその性能を維持すべきものとされる原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他必要な措置（以下「保守管理」という。）を実施するに当たり「原子力発電所の保守管理規程（JEAC4209-2007）」に従うことを基本とし、次のとおり保守管理計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>4. 保全対象範囲の策定</p> <p>(1) 計画管理課長は、原子炉施設の中から保全を行うべき対象範囲として、廃止措置計画第6-1表に示した性能維持施設の維持すべき機能に基づき維持すべき原子炉施設及びその他自ら定める設備のリストを作成し、安全・品質保証部長、廃止措置部長及び原子炉主任技術者の確認を得た後、所長の承認を得る。</p> <p>なお、保全対象範囲のうち、維持すべき原子炉施設を別表103に示す。</p> <p>また、別表103に示す電源供給設備、がれき撤去設備、火災対応設備は、本条の規定によらず、第24条の2に基づき性能を維持する。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(事業者自主検査の実施体制)</p> <p>第103条の3 所長は、事業者自主検査*1を統括する。</p> <p>2 事業者自主検査*1の実施箇所の課長は、関係箇所と十分な連絡調整を図りながら事業者自主検査を進めるとともに所管する検査員の職務遂行に関して適切な指示・管理を行う。</p> <p>*1：廃止措置計画の第6-1表に示した維持機能を確認する検査をいう。</p>	<p>・燃料体取出し作業、施設定期検査の進捗状況等を踏まえ、本申請では変更せず、別途申請する保安規定の変更認可申請にて変更する。</p> <p>・燃料体取出し作業、施設定期検査の進捗状況等を踏まえ、本申請では変更せず、別途申請する保安規定の変更認可申請にて変更する。</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 補正前後比較表

補正前

別表103 維持すべき原子炉施設 (1/5)

\*: 詳細な機関レベルでの性能維持施設の範囲

施設区分	設備等の区分	設備(機能)名称	維持機能	維持機能(目的)	機器名称*
燃料及び構造物	原子炉建屋	原子炉建屋	放射線物質漏えい防止機能	管理区域形成による放射線物質漏えい防止機能	原子炉建屋
		原子炉建屋(ナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋)	放射線物質漏えい防止機能	管理区域形成による放射線物質漏えい防止機能	ライナ 気密部
	原子炉補助建屋	原子炉補助建屋	放射線物質漏えい防止機能	管理区域形成による放射線物質漏えい防止機能	原子炉補助建屋
		原子炉補助建屋(ナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋)	放射線物質漏えい防止機能	管理区域形成による放射線物質漏えい防止機能	ライナ 補助冷却設備空気冷却器 補助冷却設備空気冷却器送風機 排油防止板
原子炉及び炉心	原子炉建屋	燃料の支持機能	燃料の支持機能	原子炉建屋	
	燃料集合体	燃料の支持機能	燃料の支持機能	燃料集合体	
	燃料集合体	燃料の支持機能	燃料の支持機能	燃料集合体	
	燃料集合体	燃料の支持機能	燃料の支持機能	燃料集合体	
原子炉冷却系統施設	1次冷却系設備	1次冷却系循環ポンプ	ナトリウムの保持機能	ナトリウムの保持機能	1次冷却系循環ポンプ オーバーフローコラム
		1次冷却系中間熱交換器	放射線物質漏えい防止機能	放射線物質漏えい防止機能	1次冷却系中間熱交換器
	2次冷却系設備	2次冷却系循環ポンプ	ナトリウムの保持機能	ナトリウムの保持機能	2次冷却系循環ポンプ オーバーフローコラム
		2次冷却系中間熱交換器	放射線物質漏えい防止機能	放射線物質漏えい防止機能	2次冷却系中間熱交換器
燃料取出し施設	燃料取出し設備	燃料取出し設備	燃料取出し設備	燃料取出し設備	
		燃料取出し設備	燃料取出し設備	燃料取出し設備	
	燃料取出し設備	燃料取出し設備	燃料取出し設備	燃料取出し設備	
		燃料取出し設備	燃料取出し設備	燃料取出し設備	
原子炉補助施設	1次ナトリウム補助設備	1次ナトリウムオーバーフロー系	ナトリウムの保持機能	ナトリウムの保持機能	1次ナトリウムオーバーフロー系 オーバーフローコラム
		1次ナトリウム純化系	放射線物質漏えい防止機能	放射線物質漏えい防止機能	1次ナトリウム純化系
	1次ナトリウム充填ポンプ系	1次ナトリウム充填ポンプ	ナトリウムの保持機能	ナトリウムの保持機能	1次ナトリウム充填ポンプ
		1次ナトリウム充填ポンプ	ナトリウムの保持機能	ナトリウムの保持機能	1次ナトリウム充填ポンプ

補正後

別表103 維持すべき原子炉施設 (1/5)

\*: 詳細な機関レベルでの性能維持施設の範囲

施設区分	設備等の区分	設備(機能)名称	維持機能	維持機能(目的)	機器名称*
燃料及び構造物	原子炉建屋	原子炉建屋	放射線物質漏えい防止機能	管理区域形成による放射線物質漏えい防止機能	原子炉建屋
		原子炉建屋(ナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋)	放射線物質漏えい防止機能	管理区域形成による放射線物質漏えい防止機能	ライナ 気密部
	原子炉補助建屋	原子炉補助建屋	放射線物質漏えい防止機能	管理区域形成による放射線物質漏えい防止機能	原子炉補助建屋
		原子炉補助建屋(ナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋)	放射線物質漏えい防止機能	管理区域形成による放射線物質漏えい防止機能	ライナ 補助冷却設備空気冷却器 補助冷却設備空気冷却器送風機 排油防止板
原子炉及び炉心	原子炉建屋	燃料の支持機能	燃料の支持機能	原子炉建屋	
	燃料集合体	燃料の支持機能	燃料の支持機能	燃料集合体	
	燃料集合体	燃料の支持機能	燃料の支持機能	燃料集合体	
	燃料集合体	燃料の支持機能	燃料の支持機能	燃料集合体	
原子炉冷却系統施設	1次冷却系設備	1次冷却系循環ポンプ	ナトリウムの保持機能	ナトリウムの保持機能	1次冷却系循環ポンプ オーバーフローコラム
		1次冷却系中間熱交換器	放射線物質漏えい防止機能	放射線物質漏えい防止機能	1次冷却系中間熱交換器
	2次冷却系設備	2次冷却系循環ポンプ	ナトリウムの保持機能	ナトリウムの保持機能	2次冷却系循環ポンプ オーバーフローコラム
		2次冷却系中間熱交換器	放射線物質漏えい防止機能	放射線物質漏えい防止機能	2次冷却系中間熱交換器
燃料取出し施設	燃料取出し設備	燃料取出し設備	燃料取出し設備	燃料取出し設備	
		燃料取出し設備	燃料取出し設備	燃料取出し設備	
	燃料取出し設備	燃料取出し設備	燃料取出し設備	燃料取出し設備	
		燃料取出し設備	燃料取出し設備	燃料取出し設備	
原子炉補助施設	1次ナトリウム補助設備	1次ナトリウムオーバーフロー系	ナトリウムの保持機能	ナトリウムの保持機能	1次ナトリウムオーバーフロー系 オーバーフローコラム
		1次ナトリウム純化系	放射線物質漏えい防止機能	放射線物質漏えい防止機能	1次ナトリウム純化系
	1次ナトリウム充填ポンプ系	1次ナトリウム充填ポンプ	ナトリウムの保持機能	ナトリウムの保持機能	1次ナトリウム充填ポンプ
		1次ナトリウム充填ポンプ	ナトリウムの保持機能	ナトリウムの保持機能	1次ナトリウム充填ポンプ

燃料体取出し作業、施設定期検査の進捗状況等を踏まえ、本申請では変更せず、別途申請する保安規定の変更認可申請にて変更する。

燃料体取出し作業、施設定期検査の進捗状況等を踏まえ、本申請では変更せず、別途申請する保安規定の変更認可申請にて変更する。

燃料体取出し作業、施設定期検査の進捗状況等を踏まえ、本申請では変更せず、別途申請する保安規定の変更認可申請にて変更する。





国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 補正前後比較表

補正前

別表103 維持すべき原子炉施設 (3/5)

\*: 詳細な機器レベルでの性能維持施設の範囲

施設区分	設備等の区分	設備(機器)名称	維持機能	維持機能	機器名称*	
原子炉補助施設	実用設備	燃料移送設備	燃料移送機能	燃料移送機能 燃料移送機能	燃料移送設備 燃料移送設備	
		燃料移送設備	燃料移送機能	燃料移送機能 燃料移送機能	燃料移送設備 燃料移送設備	
	燃料採取設備	1次アルゴンガス・タンクブリッジ装置	放射線物質漏えい防止機能	放射線物質漏えい防止機能	放射線物質漏えい防止機能	1次アルゴンガス・タンクブリッジ装置
		燃料移送設備	燃料移送機能	燃料移送機能	燃料移送設備	
計測制御系統施設	冷却系	1次主冷却系循環ポンプモーター冷却設備	冷却機能(自動起動機能を除く)	冷却機能	1次主冷却系循環ポンプモーター冷却設備	
		2次主冷却系循環ポンプモーター冷却設備	冷却機能(自動起動機能を除く)	冷却機能	2次主冷却系循環ポンプモーター冷却設備	
	原子炉監視計	原子炉監視機能	原子炉監視機能	原子炉監視計		
	原子炉制御計	原子炉制御機能	原子炉制御機能	原子炉制御計		
	原子炉監視計	原子炉監視機能	原子炉監視機能	原子炉監視計		
	原子炉制御計	原子炉制御機能	原子炉制御機能	原子炉制御計		
	原子炉監視計	原子炉監視機能	原子炉監視機能	原子炉監視計		
	原子炉制御計	原子炉制御機能	原子炉制御機能	原子炉制御計		
	原子炉監視計	原子炉監視機能	原子炉監視機能	原子炉監視計		
	原子炉制御計	原子炉制御機能	原子炉制御機能	原子炉制御計		
電気設備	電源供給	1A起動装置	電源供給機能	電源供給機能	1A起動装置	
		1B起動装置	電源供給機能	電源供給機能	1B起動装置	
	予備電源	予備電源	電源供給機能	電源供給機能	予備電源	
		予備電源	電源供給機能	電源供給機能	予備電源	
	屋内配電	屋内配電	電源供給機能	電源供給機能	屋内配電	
		屋内配電	電源供給機能	電源供給機能	屋内配電	
	直流電源	直流電源	電源供給機能	電源供給機能	直流電源	
		直流電源	電源供給機能	電源供給機能	直流電源	
	照明	照明	照明機能	照明機能	照明	
		照明	照明機能	照明機能	照明	
ガス	ガス	ガス供給機能	ガス供給機能	ガス		
	ガス	ガス供給機能	ガス供給機能	ガス		
放射線	放射線	放射線検出機能	放射線検出機能	放射線		
	放射線	放射線検出機能	放射線検出機能	放射線		
放射線	放射線	放射線検出機能	放射線検出機能	放射線		
	放射線	放射線検出機能	放射線検出機能	放射線		

補正後

別表103 維持すべき原子炉施設 (3/5)

\*: 詳細な機器レベルでの性能維持施設の範囲

施設区分	設備等の区分	設備(機器)名称	維持機能	維持機能	機器名称*	
原子炉補助施設	実用設備	燃料移送設備	燃料移送機能	燃料移送機能 燃料移送機能	燃料移送設備 燃料移送設備	
		燃料移送設備	燃料移送機能	燃料移送機能 燃料移送機能	燃料移送設備 燃料移送設備	
	燃料採取設備	1次アルゴンガス・タンクブリッジ装置	放射線物質漏えい防止機能	放射線物質漏えい防止機能	放射線物質漏えい防止機能	1次アルゴンガス・タンクブリッジ装置
		燃料移送設備	燃料移送機能	燃料移送機能	燃料移送設備	
計測制御系統施設	冷却系	1次主冷却系循環ポンプモーター冷却設備	冷却機能(自動起動機能を除く)	冷却機能	1次主冷却系循環ポンプモーター冷却設備	
		2次主冷却系循環ポンプモーター冷却設備	冷却機能(自動起動機能を除く)	冷却機能	2次主冷却系循環ポンプモーター冷却設備	
	原子炉監視計	原子炉監視機能	原子炉監視機能	原子炉監視計		
	原子炉制御計	原子炉制御機能	原子炉制御機能	原子炉制御計		
	原子炉監視計	原子炉監視機能	原子炉監視機能	原子炉監視計		
	原子炉制御計	原子炉制御機能	原子炉制御機能	原子炉制御計		
	原子炉監視計	原子炉監視機能	原子炉監視機能	原子炉監視計		
	原子炉制御計	原子炉制御機能	原子炉制御機能	原子炉制御計		
	原子炉監視計	原子炉監視機能	原子炉監視機能	原子炉監視計		
	原子炉制御計	原子炉制御機能	原子炉制御機能	原子炉制御計		
電気設備	電源供給	1A起動装置	電源供給機能	電源供給機能	1A起動装置	
		1B起動装置	電源供給機能	電源供給機能	1B起動装置	
	予備電源	予備電源	電源供給機能	電源供給機能	予備電源	
		予備電源	電源供給機能	電源供給機能	予備電源	
	屋内配電	屋内配電	電源供給機能	電源供給機能	屋内配電	
		屋内配電	電源供給機能	電源供給機能	屋内配電	
	直流電源	直流電源	電源供給機能	電源供給機能	直流電源	
		直流電源	電源供給機能	電源供給機能	直流電源	
	照明	照明	照明機能	照明機能	照明	
		照明	照明機能	照明機能	照明	
ガス	ガス	ガス供給機能	ガス供給機能	ガス		
	ガス	ガス供給機能	ガス供給機能	ガス		
放射線	放射線	放射線検出機能	放射線検出機能	放射線		
	放射線	放射線検出機能	放射線検出機能	放射線		
放射線	放射線	放射線検出機能	放射線検出機能	放射線		
	放射線	放射線検出機能	放射線検出機能	放射線		

・燃料体取出し作業、施設定期検査の進捗状況等を踏まえ、本申請では変更せず、別途申請する保安規定の変更認可申請にて変更する。

・燃料体取出し作業、施設定期検査の進捗状況等を踏まえ、本申請では変更せず、別途申請する保安規定の変更認可申請にて変更する。

・燃料体取出し作業、施設定期検査の進捗状況等を踏まえ、本申請では変更せず、別途申請する保安規定の変更認可申請にて変更する。



